

令和7年度 南九州市一般廃棄物処理実施計画

ごみ処理実施計画

1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省第35号。以下「省令」という。）第1条の3の規定及び南九州市一般廃棄物処理基本計画に基づき、南九州市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 対象区域

- (1) 対象区域は、南九州市の市内全域とする。
- (2) 対象人口：31,093人（令和7年3月31日現在）

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（令和7年度）

	可燃ごみ (焼却)	不燃・粗大ごみ (破碎・焼却・埋立)	資源ごみ (資源化)	排出量及び 処 理 量
収集ごみ	4,214	456	509	5,179
直接搬入ごみ	3,116	581	236	3,933
計	7,330	1,037	745	9,112

※一般廃棄物処理基本計画より抜粋

5 処理施設の概要

(1) 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理施設

施 設 名 称	指宿広域クリーンセンター	なんさつ ECO の杜
所 在 地	指宿市十二町 4692 番地 1	南さつま市金峰町高橋 4148 番地 42
供 用 開 始	平成 29 年 4 月	令和 6 年 9 月
処 理 能 力	焼却 54 t/16 h (27 t/16 h × 2 炉) 不燃・粗大破碎処理 16 t/日	焼却 145 t/16 h (72.5 t/24 h × 2 炉) 不燃・粗大破碎処理 3 t/5 h
処理対象区域	頴娃町	知覧町・川辺町

(2) 中間処理計画

上記施設の適正な保守点検・補修を継続し、引き続き施設の効率的な運用を図っていくこととする。

また、埋立処分量の削減や資源の有効利用のため、引き続き中間処理施設での積極的な資源回収やエネルギー利用を図っていくこととする。

(3) 最終処分場の概要

施設名	南薩地区衛生管理組合 南さつまクリーンセンター
所在地	南さつま市金峰町花瀬215番地1
埋立開始	平成10年4月
有効埋立 容量	65, 168m ³

施設名	南薩地区衛生管理組合 知覧最終処分場
所在地	南九州市知覧町郡15237番地
埋立開始	平成7年3月
有効埋立 容量	143, 000m ³

施設名	指宿広域管理型最終処分場
所在地	南九州市頴娃町郡10995番地1
埋立開始	平成25年12月
有効埋立 容量	61,000m ³

施設名	石垣ごみ処分場
所在地	南九州市頴娃町別府3615-1
埋立開始	昭和47年4月
有効埋立 容量	45,000m ³

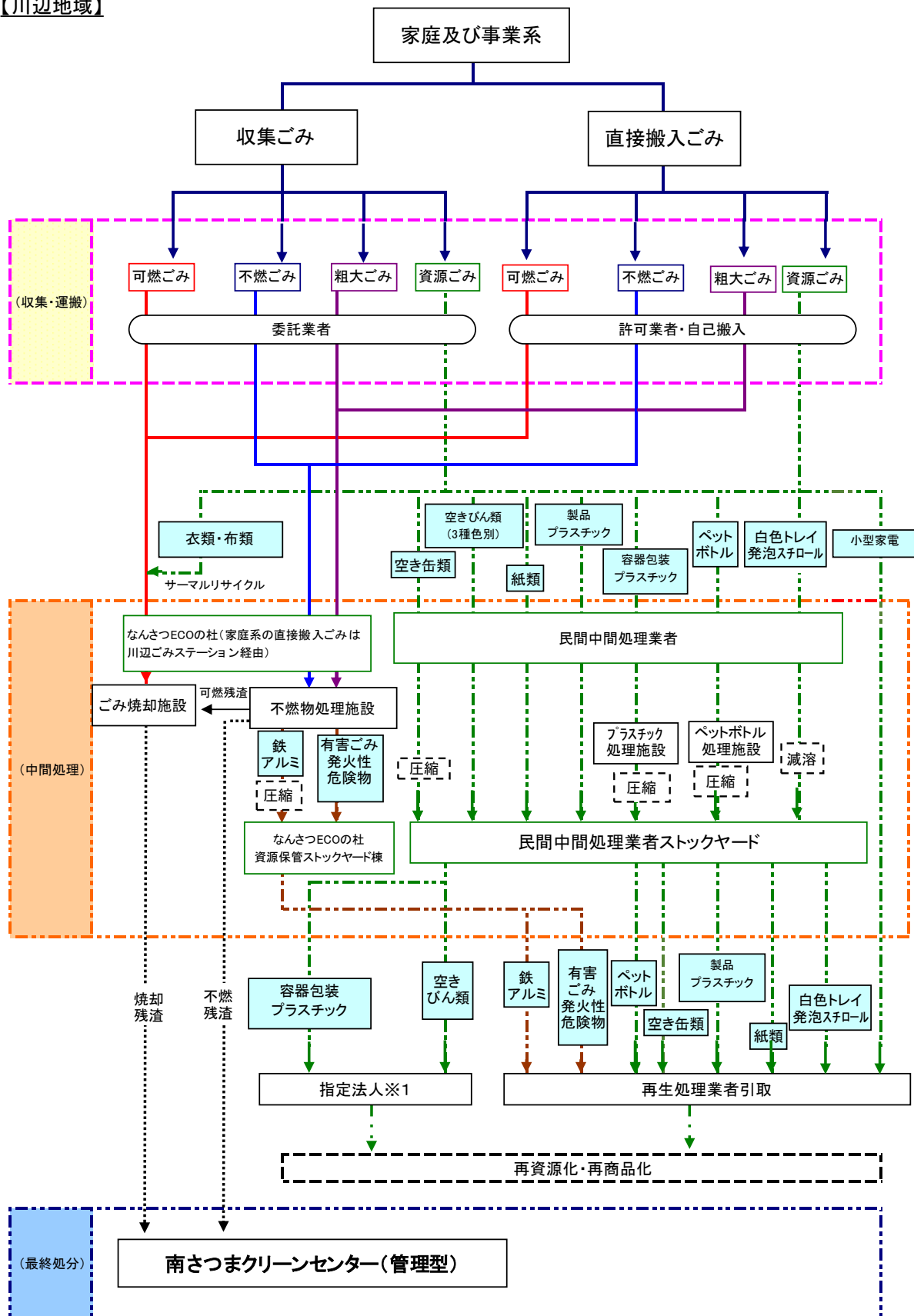
(4) 最終処分計画

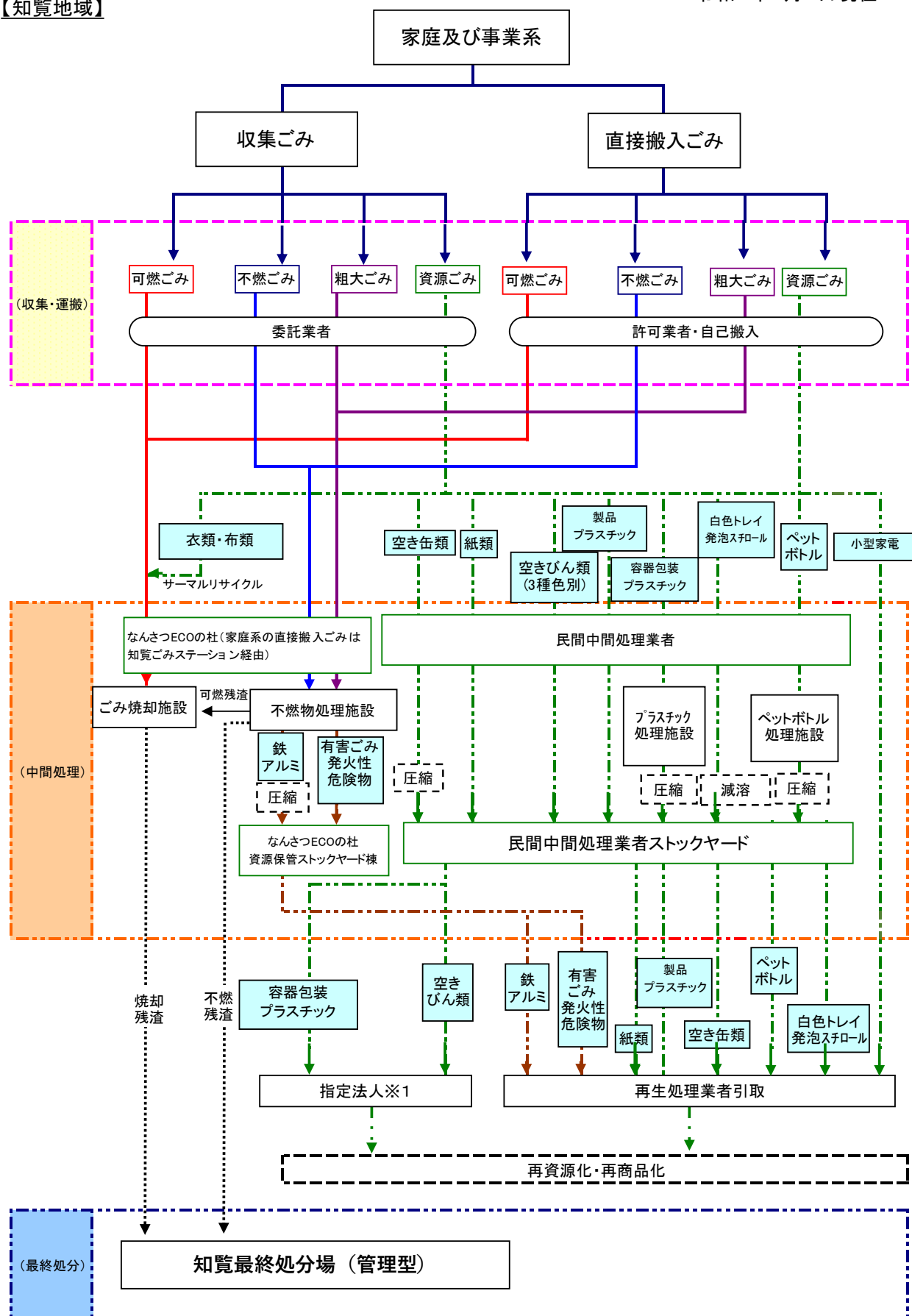
一般廃棄物ゼロエミッションの推進を図るほか、引き続き、ごみ排出抑制及び中間処理施設における減量化を推進し、最終処分場の延命化を図る。

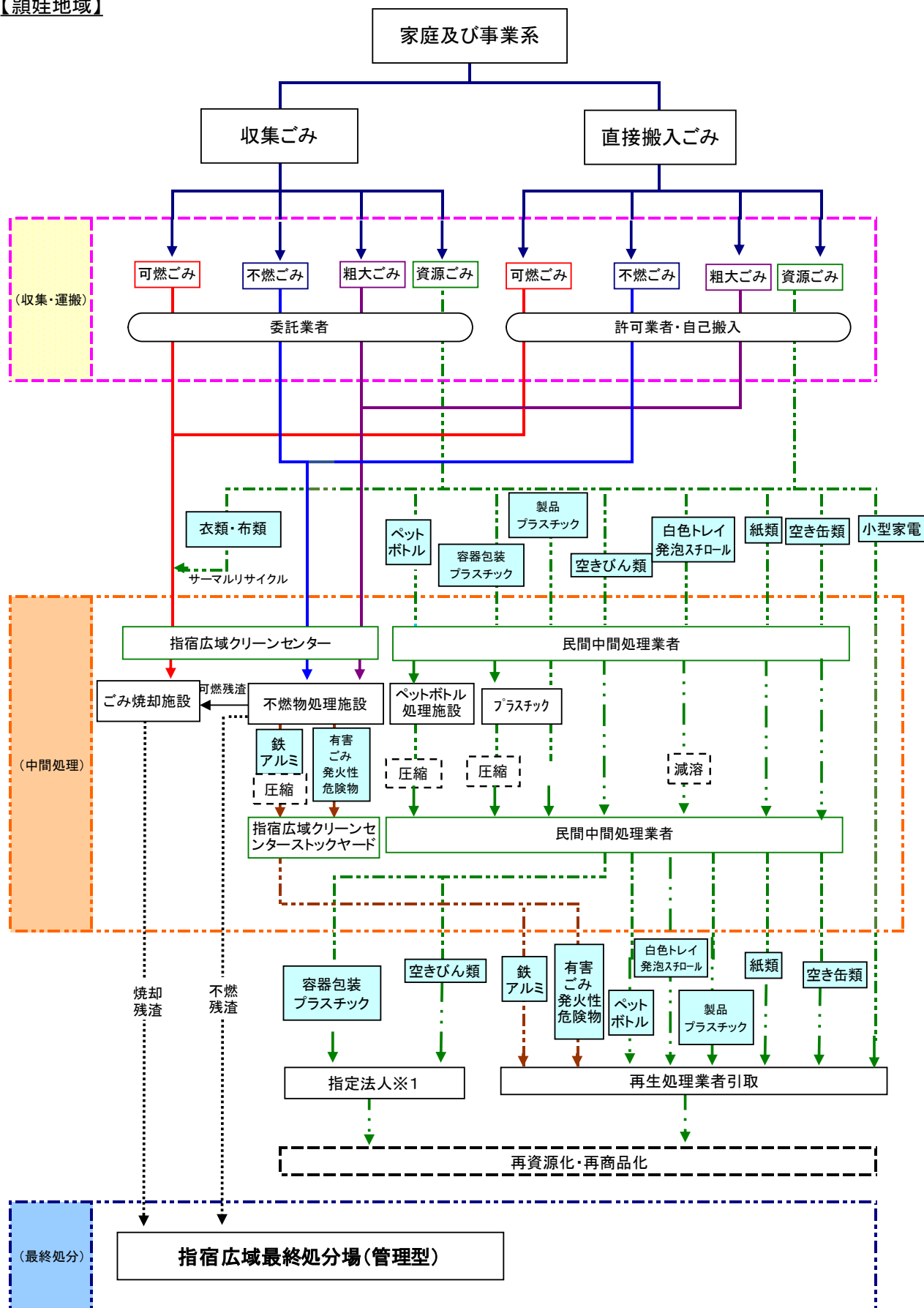
6 ごみ処理の基本体系

【川辺地域】

令和6年9月1日現在







※1:財団法人 日本容器包装リサイクル協会

7 一般廃棄物の分別区分と収集運搬計画

本計画において本市が処理する廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥除く。)であり、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」とする。

ただし、本計画で定める「市で処理できないごみ」及び「市で処理を行わないもの」は除くものとする。

(1) 市が収集するごみ

項 目		廃棄物の具体例	排 出 方 法	収 集 方 法		処 理 方 法
可 燃 ご み		生ごみ、資源化できない紙くず、木くず、繊維くず、皮革類、ゴム製品、靴、紙おむつ(汚物を取り除いたもの)等	・市指定ごみ袋に収納し、各ごみステーションに排出する。 ・排出は、収集日当日の朝8時までとする。	別に定める収集区域ごとに収集日を定めて収集する。	収集回数は、週に2回とする。	各処理施設において、焼却処理。
不 燃 ご み	不燃ごみ	金属製品、ガラス、瀬戸物、陶器、鏡等	・市指定ごみ袋に収納し、各ごみステーションに排出する。 ・排出は、収集日当日の朝8時までとする。	別に定める収集区域ごとに収集日を定めて収集する。	収集回数 (瀬戸地域) 毎月2回	各処理施設に搬入後、破碎選別され、焼却、資源化、埋立に分ける。
	有害ごみ	蛍光灯、水銀入り体温計、電球、白熱電球、豆電球	(知覧・川辺地域) ・スプレー缶は、穴を開ける。 (瀬戸地域) ・スプレー缶は穴開けは不要。ただし中身をすべて空にする。		(知覧地域) 毎月1回	
	発火性危険物	スプレー缶、乾電池、ボタン電池、カセットボンベ(卓上用)、ライターなど	・乾電池は透明袋に氏名を記入し、乾電池だけにして排出する。 ・蛍光灯は、蛍光灯のみでビニール紐などで束ねて排出する。		(川辺地域) 毎月1回	
資 源 ご み	空き缶類	飲料用空き缶、缶詰用空き缶、調味料用空き缶、菓子用空き缶	・市指定ごみ袋に収納し、各ごみステーションに排出する。 ・排出は、収集日当日の朝8時までとする。 ・洗って異物が残らないようにして排出する。	別に定める収集区域ごとに収集日を定めて収集する。	収集回数は、月2回とする。	委託業者の中間処理施設に搬入保管後に、容器包装リサイクル協会又は別ルートで資源化
	空き瓶類	飲料用無色透明びん、茶色びん、その他のびん	・市指定ごみ袋に収納し、各ごみステーションに排出する。 ・排出は、収集日当日の朝8時までとする。 ・キャップを外し、中をすすいでから			

			排出する。			
紙類	紙パック, ダンボール, その他の紙製容器包装, 新聞紙・チラシ, 本・雑誌・カタログなど	・市指定ごみ袋に収納し, 各ごみステーションに排出する。 ・排出は, 収集日当日の朝 8 時までとする。 ・ひもで縛って排出する。				
プラスチック類	ラップ, ポリ袋, ビニール袋, ペットボトル以外のボトル等	・市指定ごみ袋に収納し, 各ごみステーションに排出する。 ・排出は, 収集日当日の朝 8 時までとする。 ・製品プラスチックと要分別。				
ペットボトル	飲料用・調味料用ペットボトル	・市指定ごみ袋に収納し, 各ごみステーションに排出する。 ・排出は, 収集日当日の朝 8 時までとする。 ・キャップ・ラベルは取外して容器包装プラスチックに分別して搬出する。				
白色トレイ・発砲スチロール	白色トレイ 発砲スチロール	・市指定ごみ袋に収納し, 各ごみステーションに排出する。 ・排出は, 収集日当日の朝 8 時までとする。 ・異物付着がないように搬出する。				
衣類	タオル・衣類全般(靴下, 下着類を除く。)	・市指定ごみ袋に収納し, 各ごみステーションに排出する。 ・排出は, 収集日当日の朝 8 時までとする。 ・汚れの落ちないものなどは可燃ごみに排出する。				
小型家電	各種リサイクル法対象品を除いた小型家電類	・市指定ごみ袋に収納し, 各ごみステーションに排出する。 ・排出は, 収集日当日				

			の朝 8 時までとする。 ・電池は取外す。			
粗 大 ご み		タンス, 自転車, 机, 椅子, ソファ, 畳, 布団等, 指定ごみ袋に入らないもの	・市の指定する収集所に排出する。	別に定める収集区域ごとに収集日を定めて収集する。	(瀬田地域) 不燃ごみの収集日にあわせて収集する。 (知覧地域) 年 1 回地域ごとに収集日・場所を定めて収集する。 (川辺地域) 年 2 回 (夏と冬) 地域ごとに収集日・場所を定めて収集する。	各処理施設に搬入後, 破碎選別され, 焼却, 資源化, 埋立に分ける。 市営ごみステーションに搬入された粗大ごみは, なるべく解体処理後に各処理施設に搬入し処理する。

(2) 直接搬入できるごみ

【川辺地域】

項 目	廃 棄 物	搬 入 方 法	処 理 方 法
家庭系一般廃棄物	家庭で発生した廃棄物全般 （「なんさつ ECO の杜」への資源ごみ搬入はできない。）	排出者自らが直接「川辺ごみステーション」又は「なんさつ ECO の杜」へ搬入若しくは市の収集運搬許可業者によって「なんさつ ECO の杜」に搬入する。 「なんさつ ECO の杜」に直接搬入する際には条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する家庭系ごみに同じ
事業系一般廃棄物	事業活動によって発生した産業廃棄物以外の廃棄物 （「なんさつ ECO の杜」への資源ごみ搬入はできない。）	排出者自らが直接若しくは市の収集運搬許可業者によって, 「なんさつ ECO の杜」へ搬入する。 「なんさつ ECO の杜」に直接搬入する際には条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する家庭系ごみに同じ

【知覧地域】

項 目	廃 棄 物	搬 入 方 法	処 理 方 法
家庭系一般廃棄物	家庭で発生した廃棄物全般 （「なんさつ ECO の杜」への資源ごみ搬入はできない。）	排出者自らが直接「川辺ごみステーション」又は「なんさつ ECO の杜」へ搬入若しくは市の収集運搬許可業者によって「なんさつ ECO の杜」に搬入する。 「なんさつ ECO の杜」に直接搬入する際には条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する家庭系ごみに同じ
事業系一般廃棄物	事業活動によって発生した産業廃棄物以外の廃棄物 （「なんさつ ECO の杜」への資源ごみ搬入はできない。）	排出者自らが直接若しくは市の収集運搬許可業者によって、「なんさつ ECO の杜」へ搬入する。 「なんさつ ECO の杜」に直接搬入する際には条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する家庭系ごみに同じ

【颯娃地域】

項 目	廃 棄 物	搬 入 方 法	処 理 方 法
家庭系一般廃棄物	家庭で発生した廃棄物全般	排出者自らが直接「颯娃ごみステーション」又は「指宿広域クリーンセンター」へ搬入若しくは市の収集運搬許可業者によって「指宿広域クリーンセンター」に搬入する。 「指宿広域クリーンセンター」に直接搬入する際には条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する家庭系ごみに同じ
事業系一般廃棄物	事業活動によって発生した産業廃棄物以外の廃棄物	排出者自らが直接若しくは市の収集運搬許可業者によって、「指宿広域クリーンセンター」へ搬入する。 「指宿広域クリーンセンター」に直接搬入する際には条例で定められた処理手数料を納入する。	市が収集する家庭系ごみに同じ

【市内全域】

項 目	廃棄物の具体例	搬 入 方 法	処 理 方 法
計画外の一般廃棄物	「さつまいも基腐病」に罹患したさつまいも残渣（いも・つる）	排出者自らが直接、熊ヶ谷牧場内の残渣処理場に搬入する	市の委託事業者により、石灰窒素散布等の消毒処理を実施し、その後ロータリー耕などにより漉き込み処理する。

(3) 市で処理できないごみ

①特別管理一般廃棄物

廃棄物の具体例	運 搬 方 法	処 理 方 法
一般廃棄物である廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジから取り出されたPCB使用部品 1時間当りの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のごみ処理施設のうち焼却灰とばいじんが分離して設けられた集じん装置で捕集されたばいじん。 上記のほか、火床面積0.5㎡以上又は1時間当りの焼却能力が、50kg以上の一般廃棄物の焼却炉より排出されるばいじん、燃え殻、汚泥及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの。 医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染症病原体を含む又はおそれのある一般廃棄物。	特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じて運搬する。	特別管理一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じて処分する

②その他

項 目	廃棄物の具体例	処 理 方 法
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められたもの	専門の処理業者へ依頼する
在宅医療廃棄物	注射器の針類、ペン型自己注射針、自己血糖測定針等、鋭利なもの	受け取った医療機関又は薬局に戻す。
危険物	ガスボンベ、ガソリン、シンナー、劇薬、農薬（空きかん、空きびんを含む）、廃油等	専門の処理業者へ依頼する
処理困難物	タイヤ（ホイール含む）バッテリー、自動車（部品も含む）バイク、乗用の乗物、消火器、切断していない廃材木、ピアノ等	専門の処理業者へ依頼する
家電リサイクル法対象品目	テレビ（液晶・プラズマ含む）、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	※1
家庭系パソコンリサイクル対象品目	家庭から排出されるパソコン（デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ）	※2
二輪車リサイクル対象品目	二輪車リサイクルシステム対象二輪車	※3

※1：①引取り義務のある小売業者へ依頼する。

②収集運搬業許可業者へ依頼する。

③郵便局でリサイクル料金を振り込み、自ら指定引取り場所へ運ぶ。

※2：①製造又は輸入販売業者に依頼する。

※3：①廃棄二輪車取扱店に依頼する。

第2節 「安全でうるおいのある生活環境づくり」を実現するための施策

1 ごみ減量・資源化の目標

(1)ごみ見込量

区 分		令和4年度 実績量	令和5年度 実績量	令和6年度 実績見込	令和7年度 見込み量
可燃ごみ	収集	4,478	4,340	4,306	4,214
	直接搬入	2,713	3,209	3,185	3,116
	小計	7,191	7,549	7,491	7,330
不燃・粗大 ごみ	収集	427	469	466	456
	直接搬入	598	598	594	581
	小計	1,025	1,067	1,060	1,037
資源ごみ	収集	562	524	520	509
	直接搬入	246	244	242	236
	小計	808	768	762	745
総排出量	収集	5,467	5,333	5,292	5,179
	直接搬入	3,557	4,051	4,022	3,933
	合計	9,024	9,384	9,114	9,112

【今年度の方針】

- ・ 分別の徹底に関する啓発の強化に努める。
- ・ 事業系一般廃棄物についても、分別の徹底を事業者等に啓発する。
- ・ 排出実態の把握を行い、減量化及び資源化等に関する指導を行っていく。

(2)数値目標

ごみ減量リサイクルに関する指標

指標 No.	指 標 名	R5実績値	R11 (中間目標)	R16 (目標値)
1	1人1日あたりの ごみ排出量 (g/人・日)	809.4 g/人・日	781.2 g/人・日	743.6 g/人・日
2	リサイクル率 (%)	11.0%	18.4%	23.4%
3	最終処分量 (t/年)	1,100 t/年	1,078 t/年	957.2 t/年

2 ごみ減量化・再生利用促進施策

①生ごみ発生・排出の抑制

項 目	内 容
生ごみ処理機等購入費補助金	生ごみの自家処理を促進するため、電動生ごみ処理機やコンポスト容器等を購入した市民の購入費用の一部を補助する。 【補助金額】 購入価格の 1/2 で 2 万円を限度
生ごみ処理機貸出事業	生ごみ処理機の貸出を行い、処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理の推進、ごみ排出量の削減及びごみ減量意識の高揚を図る。

②分別の徹底による減量化の推進

項 目	内 容
違反ごみステッカーの貼付及び取り残しの実施	ごみの適正排出, 適正分別の徹底を図るため、違反内容を明示した違反ごみステッカーを貼付し、取り残しを実施する。
家庭ごみの収集カレンダー等に基づく周知啓発	毎年度、市内全域に配布される「家庭ごみの収集カレンダー」や家庭ごみの分別ルールブックに基づき、適正な分別排出の周知啓発を図る。

③環境意識の高揚

項 目	内 容
ごみの排出等環境問題をテーマとした広報紙掲載	環境問題をテーマに広報紙やホームページ等で市民に分かりやすく情報を提供する。
出前講話の実施	市役所やごみ処理業の担当を派遣し、本市のごみ処理の現状やごみの分別方法について講話し、ごみの減量化やリサイクルに対する意識醸成を図る。

④環境産業との協働

項 目	内 容
3 R の取り組みへの支援	NPO 法人などによる自主的な 3 R の取り組みに対して、広報媒体やイベント等を通じて案内するなど、その活動を側面から支援する。

○ 3 Rは、Reduce (リデュース), Reuse (リユース), Recycle (リサイクル) の英語の頭文字を表しています。

①Reduce (リデュース) は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。

②Reuse (リユース) は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

③Recycle (リサイクル) は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

○ 3 R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処

分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）をつくろうとするものです。

一般廃棄物処理業の許可業者一覧(18社)

許可 番号	業 者 名	所在地	代表者	一般廃棄物種別
1	(公社)南九州市シルバー人材センター	南九州市川辺町平山7354番地	田代 親夫	事業系・家庭系
2	(有)産業衛生社	指宿市十二町4442番地1	池堂 幸広	事業系
3	(有)永井運送	南九州市川辺町永田4284番地4	永井 一広	特定家庭用機器
5	(有)枕崎清掃社	枕崎市日之出町80番地	菊永 善之	事業系
6	(有)大工園商店	枕崎市木原町257番地	大工園 利光	事業系
7	(株)丸山喜之助商店	日置市伊集院町大田3145番地	丸山 明紀	事業系
8	(有)東京商事	南九州市川辺町平山6813番地5	藤野 幸裕	事業系
9	桑畑建設株式会社	南九州市川辺町永田4071番地3	桑畑 昭三	木くず・がれき(処分) 処分場: 桑畑建設工センター
10	(株)ニシコー	鹿児島市田上1丁目3-5	園田 利美津	河川ゴミ(落葉・流木等) 麓川及び万之瀬発電所関係ゴミ
11	川畑 澄男	南九州市頰娃町郡9318番地1	川畑 澄男	事業系
12	(有)えい衛生社	南九州市頰娃町御領6874番地1	神村 洋一	し尿・浄化槽汚泥
13	えい町クリーン	南九州市頰娃町別府2855番地3	濱田 秀之	し尿・浄化槽汚泥
14	薩南浄水管理センター	指宿市東方字本村西10473番地3	徳永 博光	し尿・浄化槽汚泥
16	中拂 昭男	指宿市開聞町仙田2289番地2	中拂 昭男	事業系(飼料用食物残渣)
18	今村 健吾	南九州市川辺町高田276番地1	今村 健吾	事業系・家庭系
20	知覧クリーンサービス	南九州市知覧町東別府18,781番地	上木原 昇	事業系
22	(株)新興エコ	鹿児島市南栄5丁目10-14	廻 政興	事業系
23	東建設株式会社	南九州市頰娃町上別府6512番地	東 雅彦	家庭系

第2章 生活排水処理実施計画

第1節 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、河川、湖沼、海域といった公共用水域の水質保全、改善及び生活環境の向上の観点から、公共下水道や合併処理浄化槽等によるし尿及び生活雑排水の適正処理を推進する「南九州市一般廃棄物処理基本計画」の基本方針に沿って、令和7年度の生活排水処理を実施するにあたり、公共下水道等生活排水処理施設、し尿・浄化槽汚濁の適正処理の確保等の取組みを計画的に展開するために必要な計画を定めるものとする。

2 計画区域

本計画の対象区域は、本市全域とする。計画処理区域は、公共下水道整備地域、農業集落排水施設整備地区、その他の区域においては、浄化槽設置整備事業により生活排水処理施設整備を推進するものとする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次のとおりとする。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	
1. 公共下水道	し尿及び生活雑排水	市	
2. 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市	
3. 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等	
4. みなし浄化槽	し尿	個人等	
5. し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	顓娃地域	指宿広域市町村圏組合
		知覧地域	南薩地区衛生管理組合
		川辺地域	

5 生活排水人口及びし尿・浄化槽汚泥量の推計

(1) 生活排水の処理形態別推計人口

(単位：人)

年 度 項 目	R 4 (実績)	R 5 (実績)	R 6 (見込み)	R 7 (推計)
行政区域内人口 (各年度3月末)	32,377	31,763	31,107	30,470
水洗化・生活雑排水処理人口	20,721	20,882	21,046	21,113
公共下水道	3,745	3,634	3,643	3,604
農業集落排水	884	868	845	826
合併処理浄化槽	16,092	16,380	16,558	16,683
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)	7,325	6,986	6,675	6,373
非水洗化人口 (し尿処理人口)	4,331	3,895	3,386	2,984

※一般廃棄物処理基本計画第6章 表6-3-3より抜粋

(2) 生活排水処理率

生活排水処理人口の推計から、令和7年度の生活排水処理率を69.3%と推計する。

(3) し尿・浄化槽汚泥量推計

年 度	R 4 (実績)	R 5 (実績)	R 7 (推計)
し尿	年間排出量 [kl/年]	5,000	4,640
	一日排出量 [kl/日]	13.7	12.7
	原単位 [ℓ/人/日]	3.16	3.26
浄化槽 汚泥	年間排出量 [kl/年]	17,880	17,436
	一日排出量 [kl/日]	49.0	47.8
	原単位 [ℓ/人/日]	2.02	1.97
合計	年間排出量 [kl/年]	22,880	22,076
	一日排出量 [kl/日]	62.7	60.5
	原単位 [ℓ/人/日]	2.19	2.15

第2節 収集・運搬計画

1 収集・運搬体制

し尿の収集・運搬は、許可業者が実施することとし、排出者が許可業者へ依頼して行う。浄化槽汚泥の収集・運搬(随時)は、許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施することとし、浄化槽設置者が許可業者へ依頼して行う。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、顕娃地域については、「指宿広域汚泥リサイクルセンター」に、知覧及び川辺地域については、「南薩地区衛生管理組合 アクアセンター万之瀬」にそれぞれ搬入し、全量適正処理を行う。

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法、収集運搬機材を以下に示す。

◇ し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法

区 分	主 体	収集頻度	手数料等
し尿	許可業者	随時	許可業者へ直接納付
浄化槽汚泥	許可業者	随時	許可業者へ直接納付

◇ し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬機材

区 分	台数	区 分	台数
10 tバキューム車	5	3.5 tバキューム車	2
7.2 tバキューム車	1	3.45 tバキューム車	1
7.1 tバキューム車	1	3.4 tバキューム車	1
7 tバキューム車	1	3 tバキューム車	6
4.7 tバキューム車	1	2.7 tバキューム車	8
4.5 tバキューム車	1	1.8 tバキューム車	5
4 tバキューム車	7	3 t清掃車	1
3.7 tバキューム車	3	5.5 t SN 車	1
3.6 tバキューム車	2	4 t SN 車	1
3.55 tバキューム車	1		

2 収集・運搬の許可

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集・運搬業の許可業者数及び許可車両数については、現状の収集・運搬及びし尿処理施設の処理能力の状況等を勘案し、処理量が大幅に増加するなど、廃棄物処理法に沿った、適正な体制確保のため、特に必要な場合を除き、令和7年度も現在の体制を継続する。

◇ 一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名	所在地	電話	種別	許可範囲
えい衛生社	南九州市顚娃町御領 6874 番地 1	0993 38-2041	し尿 浄化槽汚泥	顚娃地域
えい町クリーン	南九州市顚娃町別府 2855 番地	0993 38-1775	し尿 浄化槽汚泥	顚娃地域
薩南浄水管理センター	指宿市東方字本村西 10473 番地 3	0993 22-5110	し尿 浄化槽汚泥	顚娃地域
南薩東京社	南さつま市加世田村 原 3700 番地 1	0993 53-5100	し尿 浄化槽汚泥	川辺地域・知覧地域（永里川から北の地区）
サニテック	南九州市知覧町塩屋 19089 番地	0993 85-3149	し尿 浄化槽汚泥	知覧地域（永里川から南の地区）

3 中間処理・最終処分計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、2箇所のし尿処理施設にて行う。

◇ し尿処理施設

颯娃地域

施設名称	指宿広域汚泥リサイクルセンター
運転管理	指宿広域市町村圏組合（直営）
処理能力	134kL/日（し尿：27kL/日 浄化槽汚泥：107kL/日）
水処理方式	浄化槽汚泥混入率の高い脱窒素処理＋高度処理
汚泥処理	脱水 → 堆肥化

川辺・知覧地域

施設名称	南薩地区衛生管理組合 アクアセンター万之瀬
運転管理	南薩地区衛生管理組合（委託）
処理能力	240kL/日 （し尿 60kL/日・浄化槽汚泥 180kL/日・（集落排水汚泥：7kL/日））
水処理方式	浄化槽汚泥混入比率の高い膜分離脱窒素処理方式＋高度処理
汚泥処理	脱水 → 場外搬出（助燃剤として内鍋清掃センターで焼却） 脱水し渣は、ごみ焼却施設（内鍋清掃センター）へ搬出

4 普及啓発等

（１） 普及啓発

今後も生活雑排水対策の必要性、重要性について市民に周知を図るため、広報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査についても広報等を通じてその周知徹底に努めるものとする。

（２） 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道事業等の集合処理による整備地区以外の汲取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯に対して、浄化槽設置整備事業補助金制度の周知を図るなど、合併処理浄化槽への転換を促進するため、補助金交付要綱に基づき設置工事費の一部助成を行う。